

# 令和7年度 社会福祉法人わち福祉会事業計画書

## 概要

コロナ禍以前のように行事など再開され始め、元の生活に近づく一方で病院や施設に於いては依然としてクラスターの発生する状況が散発しています。基本的な予防対策を継続しながら、季節行事・余暇活動など生活の質向上に向けた支援に取り組みます。

また、最近では異常気象や南海トラフ巨大地震等による大規模災害にも備える必要性が増し、ご利用の皆様の安心安全は基より地域高齢者福祉の拠点としてあらゆる事態を想定したBCP（事業継続計画）に沿って機能維持できるよう、関係機関との連絡・連携を密にして対応力の強化にも取り組みます。

令和6年度にスタートした第9期京丹波町介護保険事業計画の中間期となることから、これまでの事業実績と京丹波町の人口動態などを基に今後あるべき事業の形を的確に判断しながらニーズに対応し、より地域に密着した支援と事業運営に取り組みます。

また、人材確保と離職者ゼロに向けた働きやすい環境と魅力のある職場づくりに努めながら、職員体制の若返りを図るべく新卒者採用にも取り組むほか、政府が示す「科学的介護」を軸とした取り組みを取り入れ、ご利用者の自立した生活を支援すると共に、職員全体のスキルアップやコンプライアンスの徹底を図るため、高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ・接遇・人権についても、内部研修およびオンラインも活用した外部研修を計画的に取組みます。

地域に対する開かれた施設運営・貢献活動として、地域交流事業の開催や各種団体との交流、長老苑杯グラウンドゴルフ大会とゲートボール大会、及び出張介護教室の開催についても感染症対策を標準化しつつ取り組みます。

## 1. 基本理念

私たちは個人の意向を尊重して、多様な福祉サービスを総合的に提供できるよう創意工夫し、尊厳を保持しつつ自立した生活ができるよう援助します。

## 2. 経営方針（職務指針）

（1）安心と信頼のサービスを提供します。

（社会的文化的な生活の援助に取り組みます。）

（2）温かな人の心が通い合う施設を目指します。

（信頼し合え助け合える施設づくりに取り組みます。）

（3）自己研鑽に努めます。

（知識を深め技術を磨き、豊かな人間形成に取り組みます。）

## 3. 組織

健全な法人経営、各事業のサービスの質の向上並びに適切な事業運営を遂行するため、理

事、監事、評議員が相互にその役割を担い、組織のガバナンスの強化を図ると共に事業経営の透明性の確保に努めます。

- (1) 理事会の開催 年4回以上
- (2) 監事監査の実施 決算監査（5月）及び定期監査
- (3) 評議員会の開催 定時評議員会（3月、6月）
- (4) 評議員選任・解任委員会の開催 必要に応じて開催

#### 4. 財務管理体制

健全な財務状態を維持するため、各事業の稼働率・利用率の向上並びに支出管理を徹底し、事業見直しを含めた適正な運営に努めます。また、専門家の経営分析や指導を受け財務規律の強化を図り健全経営に努めます。

- (1) 会計士事務所との顧問契約の継続
- (2) 各事業の経営分析と収支分析
- (3) 各事業毎の明確な稼働率の設定と目標達成への取り組み
- (4) 職員の適正配置と加算取得への取り組み
- (5) 事業経費の見直しによる経費削減への取り組み

#### 5. 事業運営の透明性の確保

運営の透明性を確保するため、法令で定められている関係書類に加え、各事業の日々の運営状況の公表をいたします。

- (1) 定款、財務諸表など社会福祉法に定められている書類の閲覧及びホームページによる公表
- (2) 広報誌の発行

#### 6. 公益的なサービスの取り組み

単身高齢者、高齢者夫婦世帯で日常生活や社会生活上の支援を必要とする方に対する支援や地域とのつながりの強化を図るなどの公益的なサービスに取り組みます。

- (1) 自宅で入浴が難しい高齢者を対象に「長老人の湯」を開設
- (2) 居宅介護支援事業所を安心相談窓口としながら、各サービス事業と連携し介護教室など実施

#### 7. 関係機関との連携と在宅サービスの推進

京丹波町、医療機関、介護保険事業所などの関係機関と連携し、地域の高齢者等を支援するための事業や協議会等へ積極的に参画すると共に各事業所の専門性を生かしたサービスの提供に取り組みます。

- (1) 京丹波町福祉サービスの受託
- (2) 京丹波町、関係団体の専門委員会等への参加協力

#### 8. 人材の育成と確保

資格取得への援助や講習会への参加支援により職員個々のスキルアップを図ります。また、働きやすい環境の整備など魅力ある職場づくりを目指し人材の確保に努めます。

- (1) 研修・資格取得への支援と援助
  - ①受講・受験日の出張扱い

②必要費用の援助

- (2) 施設内研修の実施及び外部研修（オンライン研修含む）への参加
- (3) 働きやすい時間、日数での採用、シフト調整

## 9. 感染対策の徹底

施設内の衛生面の維持など平常時から対策を実施し、発生時においても感染拡大の防止策を講じるなど感染症 BCP（事業継続計画）を導入し感染対策に努めます。

- (1) 感染症対策委員会を中心とした感染対策の徹底
- (2) 研修や訓練（シミュレーション）の実施
- (3) 備品の整備や消耗品の備蓄
- (4) 保健所、医療機関など関係機関との連携強化

## 10. 防災対策の徹底

火災や自然災害を想定した訓練の実施と災害時に備えた設備整備、組織体制を維持し災害時 BCP（事業継続計画）を導入し非常時に備えます。

- (1) 防火避難訓練の実施年2回（うち夜間想定1回及び消火訓練）
- (2) 自然災害想定避難訓練 年1回（原子力災害 UPZ と連携）
- (3) 管理宿直員の配置
- (4) 非常時の組織体制の整備
- (5) 非常食の備蓄

## 11. 建物、設備等の維持管理

建物や設備の修繕及び保守管理、備品等の整備により安全に生活できる環境を整えます。

- (1) 建築物の検査と各所修繕
- (2) 介護ロボット等の導入、ICT の活用
- (3) 電力・動力設備の保守点検の実施
- (4) 備品等の整備、修繕

## 12. 苦情への対応

苦情や要望に対し迅速かつ誠実に対応し、信頼の回復と公正中立の立場に立った適正な解決に努めます。

- (1) 苦情受付窓口の設置
- (2) 第三者委員の設置
- (3) 苦情処理委員会の設置
- (4) 意見箱の設置

# I 総務部

## [事務室]

介護保険事業を取り巻く状況は、介護報酬改定など度重なる制度改正で書類作成や事務手続きが複雑化しておりますが、利用者ニーズに応えられるサービスの提供と、健全な施設運営ができるよう経費の節減、施設運営の管理、各種感染予防対策に努めます。

また、人材確保、人材育成についての取組を継続します。

1. 標準に基づく的確な事務処理及び金銭管理に努めます。
  - (1) 各事業所との連携を図り、介護保険請求事務の適正な管理に努めます。
  - (2) 入所者預り金の適正な管理に努めます。
  - (3) 各種会計事務処理の適正な管理に努めます。
  - (4) 介護保険制度の改正、及び社会保険制度の改正に伴う情報収集、事務手続き等、適正な管理に努めます。
2. 多様な職種に応じた職員の待遇改善に努めます。
  - (1) 安心・安全・快適な施設としてご利用していただくため、介護現場を支える介護・看護職員等の安全衛生・労務管理に努めます。
  - (2) 人材確保及び総合的な人材育成に取り組みます。
3. 地域に親しまれる施設を目指して取り組みます。
  - (1) 地域で開催される各種事業の参加、協力に取り組みます。
  - (2) 広報やホームページを活用した情報開示に努めます。
  - (3) 各種感染の状況に応じた面会の実施に努めます。
  - (4) 災害発生時等、ニーズに応じて、長老の湯の提供を行います。
  - (5) 地域貢献・地域交流事業に取り組みます。

## II 施設サービス部

### [介護室]

入所者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づく介護・援助・健康管理を行い、その有する能力に応じ、健やかで快適かつ生きがいのある生活が営めるよう努めています。

入所者の高齢・重度化や多様化する福祉ニーズに的確に対応し、ご利用者とご家族にとって施設での生活が安心と心地良い生活となるよう、ご利用者・ご家族と職員間の信頼関係を深めるとともに、介護技術・知識の向上を図り、医務室・調理室と協働して、より一層サービスの質の向上に努めると共に、政府が示す感染対策の基本を徹底し、感染症予防対策に取り組みます。

これらサービスの提供にあたっては、これまでの集団的介護を小グループ単位に見直すことで、柔軟な援助体制を行い、よりご利用者本位の生活環境を整えられるよう取り組みます。

#### 1. 日常生活介護基本指針

- (1) 安全で安心して生活できるよう日常の生活環境を整えます。
- (2) 人権とプライバシーを尊重し、「その人らしい生活」が送れるよう支援します。
- (3) 生活の質を高め、「快適に心豊かに」暮らせるよう多様な視点から取組みを行います。
- (4) ショートステイのご利用者には、在宅部門との連携を図り支援します。

#### 2. 施設サービス計画の作成

- (1) ご利用者の心身の状態・介護ニーズを把握し、施設サービス計画を作成し、その計画に沿ってサービスを提供するとともに、感染状況を踏まえた上で、定期的にご利用者を交えたサービス担当者会議を開催し、ご家族の参加もしくは電話での状況報

告をもとに、サービス計画へのご意向反映に努めます。

### 3. 生活支援サービス

- (1) 食事時間を楽しく、安全に食せるよう配慮し、必要なご利用者には、その方のペースに合わせた介助を行います。
- (2) 入浴は身体条件等や個人の希望に合わせた個別対応を行います。また、週2回以上の入浴を原則とし、入浴できないご利用者は適宜清拭を行います。
- (3) 身体条件等個人の状況に合わせた個別対応を行い、ご利用者の自尊心に配慮しながら「排泄の自立」を促します。
- (4) ご利用者一人ひとりが心身ともに健康で充実した日常生活が送れるよう、ご利用者個々の状態の変化の把握に努め、状態に変化が生じたときは、看護師とともに嘱託医師との連携により適切に対応します。

### 4. 安全な生活のための環境の整備

- (1) 安心して生活できるよう、設備・備品等の整理整頓及び介護機器等の十分なメンテナンス等、環境整備に努めます。

### 5. ゆとりある活動

- (1) 日常生活に潤いを与える行事として、季節を感じて頂ける行事を実施します。
- (2) ご利用者が主体的に参加でき、ご利用者同士のふれあいがもてる取り組みを実施します。また、感染状況に留意し可能な範囲で各種ボランティア受け入れを行い、余暇の充実を図ります。
- (3) リハビリテーションの一環として適宜時間を設け、ご利用者が気軽に参加できる内容でレクリエーションの充実を図ります。

### 6. 相談活動

- (1) ご利用者やご家族からの相談には、その都度対応し、ご利用者が安心して生活できる環境づくりに努めています。また、定期的に生活状況をお伝えする機会を設けると共に、対面での面会を中心として、状況に合わせてオンライン面会や窓越し面会を行いご家族との時間を楽しんで頂きます。

## [医務室]

要介護状態の重度化に伴い、必要とされる医療行為の充実を図り、入所者及びショートステイのご利用者一人ひとりが、健康で快適に過ごして頂けるよう援助します。

また、日常の生活はもとより、終末期においても、安心して施設生活が送れるよう、多職種間との連携・協働体制を深め、医療・看護について個別対応に努めます。

### 1. 日常の健康管理と心身の安定を図ります。

- (1) 日常のふれあいを大切にしながら、ご利用者一人ひとりの細かな健康状態の把握に努め、入所者の健康に関する情報を他職種と共有し、健康維持に努めます。
- (2) 日常生活の基本となる食事・排泄・睡眠等が快調であるために、それぞれの状況を把握し、生活意欲を高め心身の安定が図れるように努めます。
- (3) 年2回、定期健康診断（胸部レントゲン撮影・血液検査等）を行い、入所者の健康

管理に努めます。

- (4) 看取り介護の方の利用については、医師・介護支援専門員・生活相談員等と調整し、ご家族の意向に添えるよう努力します。
- (5) ご利用者の身体機能を維持するために、理学療法士等と連携を図り、計画的に見直しを行い機能訓練を実施します。

## 2. 疾病の早期発見、早期対応に努めます。

- (1) 日常の健康チェック等を通して、また、他職種の協力も得ながら疾病の早期発見・対応に努めます。
- (2) 診察や通院の状況は、必要に応じご家族に連絡し、生活記録に残して個別援助の参考とします。

## 3. ショートステイご利用者の利用期間中における健康の管理

- (1) 利用期間中の健康状態の把握に努め、状況に応じてご家族に連絡する等、適切な対応を行います。
- (2) 利用の終了に当たっては、ご家族に利用中の健康状態を伝え、在宅生活における健康に関する助言を行います。

## 4. 感染症予防と蔓延防止の徹底

- (1) 新型コロナウイルスをはじめ、結核やインフルエンザ、ノロウイルス等の感染予防の徹底と早期発見による蔓延防止に努めます。
- (2) 入所者の方には、感染症を予防するため必要に応じ各種予防接種を行います。

## 5. 協力医療機関との連携

- (1) 和知診療所嘱託医師による週2回の診察及び指導を受け、通院・入院については嘱託医師指導により適切に対応します。
- (2) 和知歯科診療所の医師・歯科衛生士の診察及び指導で、ご利用者の口腔ケアについて計画的に見直しを行い、口腔衛生及び機能維持に努めます。

## 【調理室】

ご利用者の楽しみの一つである食事は、安全で安心な「おいしい食事作り」を目標に掲げ、食生活の重要性を認識し、ご利用者の意向を尊重しつつ、嚥下状態・身体条件に配慮した食事を提供します。

### 1. 安全な食事の提供

- (1) ノロウイルスによる感染症や腸管出血性大腸菌（O-157）をはじめとする食中毒の発生及び拡大の防止に努め、安心して食事をしていただけるよう努めます。
- (2) 調理室の5S(整理・整頓・清潔・清掃・習慣づけ)を徹底し、衛生的な食品の取り扱いに努めます。
- (3) 食事提供者としての自覚を持ち、自身の健康管理及び衛生管理には十分注意します。便保菌、O-157については年間を通じて検査を実施し、冬期はノロウイルス検査も追加します。
- (4) 食材については、「米・野菜」は地産地消の考えに基づき、積極的に旬の地元産を

使用し、他の食材と合わせてバランス良く提供します。また、搬入時間、温度測定、産地を明確化し「安心・安全」に努めます。

- (5) 肉・卵・魚等に関しては、中心温度管理を徹底します。(85℃～90℃で90秒以上)

## 2. 身体状況に応じた食事の提供

- (1) 嘔下障害及び身体的障害等により、食事摂取困難なご利用者の食事に工夫を凝らし、バランスの取れた食事を提供します。
- (2) 医務室・介護室と連携し、食事形態の見直し・変更を隨時行い、摂取しやすい食事の提供に努めます。
- (3) 疾病やアレルギーなどによる食事制限のあるご利用者について、適切な対応に努めます。
- (4) ご利用者の高齢化に伴い嗜好調査が難しくなってきていますが、食事に対する楽しみや希望を献立に反映するため、聞き取り調査等を実施します。
- (5) 嗜好に合わない食事については、献立を変更します。

## 3. 季節感あふれる食事の提供

- (1) ご利用者に四季折々の季節を感じる食事を楽しんでいただけるよう努めます。
- (2) お誕生会や行事食など定期的に「ごちそう」や手作りおやつを楽しんでいただけるよう努めます。
- (3) 冬期は献立に汁物を多く取り入れ、温かい食事を提供できるよう心がけます。

## 4. 緊急時の食事提供

- (1) 自然災害や感染症に備え、非常食（飲料水・使い捨て食器・レトルト食品など）を備蓄、管理します。
- (2) 非常に於いても、安心安全な食事が提供できるよう非常時用献立を作成します。
- (3) 衛生的かつ迅速な対応ができるようマニュアル作成に取り組みます。

## 5. 栄養ケアマネジメントの実施

- (1) 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。

## III 在宅介護支援部

### [在宅介護支援センター]

介護が必要になっても、安心して地域で暮らすことができるよう「身近な地域の拠り所」として、気軽に立ち寄れ、相談できる事業所を目指します。また、地域のニーズを的確に汲み上げ、必要な社会資源を検討し、具体的な提案に結びつくよう努めます。

#### 1. 在宅介護支援の拠点として各事業所、関係機関との連携を図ります。

- (1) 京丹波町地域ケア会議への参加・支援困難な事例の個別ケア会議の開催など、行政・地域の各事業所・医療機関等との情報共有や意見の交換を行い、協力体制の構築に努めます。
- (2) 感染対策に留意しながら地域との交流の場を持つことで、開かれた施設を目指します。

- (3) 認知症初期集中支援チーム員・認知症地域支援推進員として、京丹波町認知症施策の各事業への参加・協力を通じ、地域における認知症の方とそのご家族への相談・支援・理解啓発に取り組みます。
- (4) 様々な介護やサービスについての相談窓口である「京丹波町介護よろず相談所」として、日々の支援に当たります。また、少しでも早く支援に繋がるよう広報などを活用し、相談窓口の周知に努めます。
- (5) 出張介護教室を行なうことで、在宅生活の支援を行います。

#### [デイ・ヘルパーサービスセンター]

##### (デイサービス部門)

介護が必要となっても、ご利用者の持っている力を活かし、尊厳を尊重し自分らしい生活が送れるよう支援します。ご利用者の気持ちに寄り添ったサービスの提供とそのご家族の心身の負担軽減が図れるよう、必要な援助を行います。また各事業所・関係機関との連携を図ります。

#### 1. 通所介護計画とその適切な実施

- (1) ご利用者の意向や課題を適切に把握し、通所介護計画を作成し、実施状況・目標達成度・評価を行います。
- (2) ご利用者の心身の状態や変化に応じたサービス提供を行うと共に、個人のニーズに沿った支援を行います。
- (3) ご利用者・ご家族のニーズを聞き取り、多様なニーズに応えられるようサービスの向上に努めます。

#### 2. ご利用者的人権とプライバシーの尊重

- (1) 人権とプライバシーを尊重し、ご利用者一人一人のペースに合わせ、安心感と温かな落ち着ける雰囲気作りに努めます。ご家族が安心して送り出せるよう常にコミュニケーションを図ることで、ご利用者・ご家族相互の信頼関係を築き、協力し合える環境づくりを行います。

#### 3. 事業所並びに職員の資質向上

- (1) ヘルパーサービス部門との連携を図り、一体的なサービスに繋げます。
- (2) 職員は、介護技術・知識の向上のために、研修の機会を設けるとともに自己研鑽に努めます。
- (3) ご利用者の意見を事業活動に反映できるよう、満足度調査並びに職員アンケートを実施し、意見をくみ取ります。
- (4) 事業所の有する介護技術や専門的知識を、出張介護教室等を実施して地域に還元します。
- (5) 徹底した感染症予防対策に取り組みます。

### (ヘルパーサービス部門)

ご利用者の尊厳を大切にし、常に笑顔と思いやりのあるチームケアで、ご利用者が安心して在宅生活を送れるよう支援します。

#### 1. 各事業所との連携を取ります。

(1) デイサービスとの連携を図り、情報共有し一体的なサービスに繋げます。

#### 2. サービスの質の向上に努めます。

(1) 積極的に施設内外の研修等に参加をし、自己研鑽に努めます。

(2) ご利用者・ご家族に寄り添い思いを聞き、より良いサービスの提供に努めます。

(3) より良いサービス提供ができるように、満足度調査を実施します。

(4) 感染対策を徹底し予防に努めます。

### [居宅介護支援室]

住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう、ご利用者、ご家族との信頼関係 を築き、相談できる事業所・ご利用者の自立支援を目指します。

#### 1. その人らしい生活を支えるケアマネジメントを展開します。

(1) 心身や生活状況の変化に応じたサービスの提案・調整が柔軟に行えるよう介護保険制度をわかりやすくお伝えするとともに、情報の把握に努めます。

(2) 普段からの関わりを大切にし、相談しやすい雰囲気を作り、わかりやすい伝え方を心がけます。

(3) ご利用者、ご家族の思いや不安に寄り添い、早急に対応することで、望まれる生活が送れるよう支援します。

#### 2. 各事業所、関係機関との連携を図ります。

(1) 各種会議へ参加し、事業所として把握した地域のニーズを提案します。

(2) 各事業所、医療機関との情報共有、連絡の実施により、よりよいサービスの展開につなげます。

(3) 支援の難しい事例に対して、事業所内ならびに関係機関・サービス事業所で協働して取り組みます。